

令和7年度三浦市市民活動促進ポイント事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、地域生活をより豊かに暮らせるよう多くの市民が地域や市のことに對して関心を持ち、それぞれが取り組むことができるボランティアや市民活動の更なる広がりを促進し、「市民活動の活発なあったかいまち」を実現することを目的として「三浦市市民活動促進ポイント事業」（以下「ポイント事業」という。）を実施するため必要な事項を定める。

（対象期間）

第2条 ポイント事業の対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

（対象活動）

第3条 ポイント事業の対象活動は以下の区分とする。

（1）市民協働型事業

市が関与し、市民の協力で実施する事業及び市民ボランティアが参加し実施する事業。

（2）自発的市民活動

市民が自発的に取り組む公益的な活動。

2 市民活動等の代表者は、取り組む活動を対象活動とするためには「三浦市市民活動促進ポイント事業対象活動登録申込書」（以下「申込書」という。）により市へ申し込む。

3 市は申込書により申し込みを受け付けた場合は、内容確認のうえ対象活動として登録し、対象活動の代表者に「市民活動促進ポイント事業エントリーカード」（以下「エントリーカード」という。）を必要枚数交付する。併せて、対象活動が活発に行われるよう、ウェブサイト等に掲載し周知に努める。市は申し込みがあった場合は、必要に応じて関係機関の意見を聞くこととする。

4 対象活動の代表者は交付を受けたエントリーカードに余剰が生じた場合は市へ返却する。

5 対象活動の代表者は当該年度末までに「三浦市市民活動促進ポイント事業エントリーカード配布報告書」により取り組み状況を報告するものとする。

（活動単位）

第4条 対象活動は以下の区分に応じた活動単位とする。

（1）定例活動

毎日、毎週など定例的に行われている活動は、月ごとに1単位とする。

（2）企画・運営活動

イベント等の企画・運営に該当する活動は、準備から終了までの活動を1単位とする。

(3) ワンデイ活動

清掃活動やイベントへのボランティア参加などは、参加 1 回が 1 単位とする。

(活動者)

第 5 条 対象活動へ参加する活動者は、自発的に参加する小学生以上のものを対象とし、以下の区分とする。

(1) 主催者

対象活動の企画・運営に携わり、活動を主催する人、グループであれば全員。

(2) 協力者

グループのメンバーではないが、対象活動のサポート等対象活動に役割を持つ人。

(3) 参加者

対象活動でボランティア等として実際に活動する人。ただし、講演会やコンサート、講座などの単なる参加者は該当しない。

(ポイント事業へのエントリー)

第 6 条 対象活動の代表者は、活動者が対象活動に参加した場合は、活動単位ごとに活動者にエントリーカードを 1 枚配布する。活動者はエントリーカードに所定の内容を記入し、市へエントリーすることができる。

(大抽選会)

第 7 条 市は、当該年度中に受け付けたエントリーカード及び別に定める「健康増進系ポイント事業エントリーカード」を集約し同一の抽選箱に入れ、公開のもと当該年度の 3 月に大抽選会を実施し当選者を決定する。

(景品)

第 8 条 市は予算の範囲内で景品を用意し、当選者へ景品を引き渡す。景品は、市内で生産された工芸品、福祉作業所製品、特産品等とする。市は市内事業者等から協賛品等を募集しポイント事業への多様な参加を促すとともに、景品をより多く確保することに努める。

(個人情報)

第 9 条 ポイント事業により得られた個人情報は、本事業の推進に関すること以外には使用しない。

(庶務)

第 10 条 本事業の庶務担当は三浦市市民部市民協働課とする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。